

株式会社 Xtheta

事業報告

自：2019年4月1日

至：2020年3月31日

1. 現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた需要やインバウンド需要の増加に下支えされたものの、米中貿易摩擦や欧州を始めとしたグローバルな景況感の悪化による海外経済の減速や、消費税増税による消費の落ち込みにより、総じて減速基調にありました。2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、外出の自粛要請や対面での営業店舗の休業要請といった措置が取られ、24,000円台にあった株価が2020年3月末には18,000円台にまで下落するなど、経済の減速は色濃いものとなっております。

このような厳しい経済状況の中ではございましたが、当社は「仮想通貨をもっと一般の人に近い存在にする、お客様に寄り添う仮想通貨の相談窓口」を理念に、暗号資産交換業の開業に向けて取り組んでまいりましたところ、2020年2月4日より正式に取次所としてのサービスを開始するに至りました。このため、当期は主に開業に向けた先行投資の期となっております。

以上の結果、当期の売上高は271千円、営業損失は225,253千円、経常損失は185,752千円、当期純損失は186,137千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、コンバーティブルエクイティ型新株予約権発行により、2019年7月19日に1億円、2020年3月31日に3,000万円(いずれも割当先は株式会社 Xtheta ホールディングス)の資金調達を行っております。また、第三者割当増資による新株発行により、5,001万円(割当先：株式会社ガイア)の資金調達を行っております。

(3) 対処すべき課題

2020年2月4日より取次および積立サービスの利用者への提供を開始いたしておりますが、今後はより顧客満足度を向上させ、かつ収益力の向上を目指すため、取次および積立サービスの改善、新規サービスの開発、サービスの増強に合わせたシステムの追加開発を行ってまいります。具体的には、利用者にとって有利な市場の確保のための取次先の拡充、利用者の利便性向上を目的としたUI/UXの改善のためのシステム改修、新たな販路としての販

売所サービスの提供と販売所システムの追加開発、日本未上場の暗号資産を取扱い可能にするためのリスティングの実施、当社販売所システムへのリスティング暗号資産の上場などが挙げられます。

また、改正金融商品取引法および改正資金決済法の2020年5月施行に向け、必要とされる内部管理態勢およびリスク管理態勢の拡充を図り、利用者が安心して利用できる安全な暗号資産交換所となるよう努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第1期	第2期	第3期 (当事業年度)
	自：平成29年5月 至：平成30年4月	自：平成30年5月 至：平成31年3月	自：平成31年4月 至：令和2年3月
売 上 高 (千円)	42,393	32,563	271
経常利益または 経常損失(△) (千円)	1,652	△143,288	△185,752
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	1,176	△143,889	△186,137
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	10,196	△23,981	△30,724
総 資 産 (千円)	115,957	91,761	111,651
純 資 産 (千円)	61,176	47,286	41,159

(5) 重要な親会社および子会社の状況

当社の親会社は株式会社 Xtheta ホールディングスであり、同社は当社普通株式 6,000 株 (持株比率 95%) を保有しております。

(6) 主要な事業内容

暗号資産の取次所運営、日本未上場暗号資産の日本上場仲介

(7) 主要な営業所

大 阪 本 社 : 大阪府大阪市中央区

東京オフィス：東京都港区

(9) 従業員の状況

21名

(10) その他会社の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

①発行可能株式数 100,000株

②発行済株式の総数 6,300株

③当事業年度末の株主数 2名

(2) 主要株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社Xthetaホールディングス	6,000株	95.2%

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
山本 仁実	代表取締役	株式会社 Xtheta ホールディングス 代表取締役
武藤 浩司	取締役	株式会社 Xtheta ホールディングス 代表取締役
林 直樹	取締役(社外)	
深田 洋	監査役	株式会社ブロードリンク 専務取締役

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

5. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事項
該当事項はありません。

計 算 書 類

(第 3 期)

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

株式会社Xtheta

貸借対照表

令和 2年 3月31日 現在

株式会社Xtheta

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	42,042,425	流動負債	67,360,173
現金及び預金	22,410,992	関係会社借入金	9,000,000
売掛金	1	借入暗号資産	28,759,476
商品	127,278	未払金	7,033,077
関係会社立替金	13,500	関係会社未払金	6,987,559
前払費用	1,786,797	未払費用	6,137,788
未収入金	2,094,531	未払役員報酬	529,796
未収還付消費税等	8,418,104	未払法人税等	385,000
顧客暗号資産	5,579,897	前受金	25,740
自己暗号資産	1,611,325	預り金	1,591,840
固定資産	69,608,719	顧客預り金	1,330,000
有形固定資産	17,609,364	預り顧客暗号資産	5,579,897
建物附属設備	12,982,215	固定負債	3,131,793
工具器具備品	4,627,149	役員借入金	420,344
無形固定資産	34,228,237	資産除去債務	2,711,449
ソフトウェア	31,138,237	負債合計	70,491,966
ソフトウェア仮勘定	3,090,000	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	17,771,118	株主資本	-218,840,822
差入保証金	12,005,448	資本金	85,005,000
預託金	3,000,000	資本剰余金	25,005,000
保険積立金	2,765,670	資本準備金	25,005,000
		利益剰余金	-328,850,822
		その他利益剰余金	-328,850,822
		繰越利益剰余金	-328,850,822
		新株予約権	260,000,000
		純資産合計	41,159,178
資産合計	111,651,144	負債及び純資産合計	111,651,144

損益計算書

自 平成31年4月1日

至 令和 2年3月31日

株式会社 Xtheta

(単位：円)

科 目	金	額
売 上 高		271,750
売 上 原 価		42,426
売 上 総 利 益		229,324
販売費及び一般管理費		225,482,504
営 業 損 失		225,253,180
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	202	
借入暗号資産評価益	34,945,701	
雑 収 入	4,592,291	39,538,194
営 業 外 費 用		
雑 損 失	37,415	37,415
経 常 損 失		185,752,401
税引前当期純損失		185,752,401
法人税、住民税及び事業税	385,000	385,000
当 期 純 損 失		186,137,401

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

株式会社 X t h e t a

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社Xthetaの2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上